

大村市カード事業協同組合発行の[おおむら商品券]をお持ちのお客様へ
資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づく

払戻しのお知らせです。

大村市カード事業協同組合発行の[おおむら商品券]は令和1年8月31日をもって終了致しました。つきましては「資金決済に関する法律」第20条第1項の規定に基づく払戻し手続きを以下のとおり実施いたします。

◆ 申出・払戻し期間

令和1年9月1日～令和1年11月29日

※期間内にお申し出がない場合、本払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

◆ 申出・払戻し場所 大村市カード事業協同組合ウインクカード事務局

受付時間：13時～16時(土曜・日曜・祝日を除く)

◆ 払戻方法

◎大村市カード事業協同組合ウインクカード事務局にて現金による払戻しを行います。

◎未使用の商品券とご印鑑、ご本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)の3点をお持ちの上
大村市カード事業協同組合事務局に設置の「払戻し申出書」に必要事項をご記入し、
払戻し手続きを行ってください。

※郵送による申請、振込による払戻しは行いませんのでご注意ください。

◆ 払戻ができない場合

◎切り取り無効線を切り取りしたもの、偽造または変造されたもの、発行者印、番号が無いもの、
毀損が著しく判別ができないもの、商品券番号が照合できないもの

◎「払戻し申出書」に不備がある場合

◆ お問い合わせ先

大村市カード事業協同組合ウインクカード事務局 電話 0957-54-1685

大村市東本町2番地1 大村ショッピングセンタービル2階